

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（条例第2号）

1 国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。

（1） 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（第1条関係）

（2） 一般職の職員等の旅費に関する条例（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）

1 雇用保険法の一部改正に伴い、国の例に準じて、就業促進手当に相当する失業者の退職手当を支給する者の要件を改めるととした。（第10条関係）

2 雇用保険法の一部改正に伴い、国の例に準じて、地域延長給付に相当する失業者の退職手当を令和9年3月31日以前に退職した職員まで支給することができることとした。（附則第12項関係）

3 施行期日等

（1） この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

（2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

1 国の例に準じて、市町村立学校職員の早出遅出勤務の対象となる子の範囲を拡大することとした。（第26条の7関係）

2 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、市町村立学校職員の時間外勤務の制限の対象となる子の範囲を拡大することとした。（第26条の8関係）

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

1 国の例に準じて、職員の早出遅出勤務の対象となる子の範囲を拡大することとした。（第9条の2の2関係）

2 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、職員の時間外勤務の制限の対象となる子の範囲を拡大することとした。（第9条の3関係）

3 職員から介護についての申出があった場合において任命権者が講じなければならない措置等を定めることとした。（第3条、第18条、第19条、第20条関係）

4 職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度の対象となる職員の範囲を拡大し、並びに日曜日及び土曜日に加えて週休日を設けることができることとする事とした。（第3条関係）

5 その他所要の整備をすることとした。（第5条、第9条、第9条の2の2、第9条の4関係）

6 施行期日等

（1） この条例は、令和7年6月1日から施行することとした。ただし、1から3までは、同年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

（2） 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することとした。（附則第2項関係）

（3） 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正することとした。（附則第3項関係）

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例（条例第6号）

1 次に掲げる手数料の額を増額することとした。（別表第6～別表第8関係）

（1） 家畜検査手数料

（2） 優良宅地造成認定申請手数料

（3） 開発行為許可申請手数料

（4） 開発行為変更許可申請手数料

- (5) 用途地域の定められていない土地の区域における建築物の特例許可申請手数料
 - (6) 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料
 - (7) 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料
 - (8) 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料
 - (9) 開発登録簿の写しの交付手数料
 - (10) 教育職員の免許状の書換え手数料
- 2 用途地域の定められていない土地の区域における建築に関する証明書の交付について手数料を徴収することとした。(別表第7関係)
 - 3 宅地建物取引業の免許又は免許の更新の申請を電子申請により行う場合の手数料の額を定めることとした。(別表第7関係)
 - 4 低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請において、誘導仕様計算併用法により住宅を評価する場合の手数料の額を定めることとした。(別表第7関係)
 - 5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、住宅等に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定について手数料の額を定めることとした。(別表第7関係)
 - 6 宅地造成等規制法の一部改正に伴い、次に掲げる手数料を徴収することとした。(別表第3、別表第6、別表第7関係)
 - (1) 自然保全地域等における宅地造成等工事又は特定盛土等若しくは土石の堆積工事許可申請手数料
 - (2) 自然保全地域等における宅地造成等工事又は特定盛土等若しくは土石の堆積工事計画変更許可申請手数料
 - (3) 自然保全地域等における特定工程に係る中間検査手数料
 - (4) 森林地域等における宅地造成等工事又は特定盛土等若しくは土石の堆積工事許可申請手数料
 - (5) 森林地域等における宅地造成等工事又は特定盛土等若しくは土石の堆積工事計画変更許可申請手数料
 - (6) 森林地域等における特定工程に係る中間検査手数料
 - (7) 都市地域等における宅地造成等工事又は特定盛土等若しくは土石の堆積工事許可申請手数料
 - (8) 都市地域等における宅地造成等工事又は特定盛土等若しくは土石の堆積工事計画変更許可申請手数料
 - (9) 都市地域等における特定工程に係る中間検査手数料
 - 7 次に掲げる手数料の額を増額することとした。(別表第7関係)
 - (1) 開発行為許可申請手数料
 - (2) 開発行為変更許可申請手数料
 - 8 その他所要の整備をすることとした。(別表第6、別表第7関係)
 - 9 施行期日
この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。ただし、6及び7は、同年5月23日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例(条例第7号)

- 1 道路交通法の一部改正に伴い、身体障害者等に対する自動車税の環境性能割及び種別割の課税免除に係る申請の手続を改めることとした。(第98条、第108条、第110条関係)
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第11条関係)
- 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、令和7年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第8号)

- 1 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可等に係る事務を新たに岩泉町が処理することとした。(別表第2関係)

2 宅地造成等規制法の一部改正に伴い、新たに知事の権限に属することとされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る中間検査等に係る事務を宮古市等が処理することとした。(別表第2関係)

3 施行期日等

(1) この条例は、令和7年5月23日から施行することとした。ただし、1及び(2)は、同年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎いわて体験交流施設条例の一部を改正する条例(条例第9号)

1 いわて体験交流施設の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(条例第10号)

1 生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定等に関する事務を個人番号を利用することができる事務から除くこととした。(別表第1、別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。(附則関係)

◎県民会館条例の一部を改正する条例(条例第11号)

1 県民会館の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2～別表第4関係)

2 その他所要の整備をすることとした。(別表第3関係)

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎公会堂条例の一部を改正する条例(条例第12号)

1 公会堂の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎平泉世界遺産ガイダンスセンター条例の一部を改正する条例(条例第13号)

1 平泉世界遺産ガイダンスセンターの利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎県立体育館条例の一部を改正する条例(条例第14号)

1 県立体育館の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎県立スケート場条例の一部を改正する条例(条例第15号)

1 県立スケート場の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎勤労身体障がい者体育館条例の一部を改正する条例(条例第16号)

1 勤労身体障がい者体育館の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎スキージャンプ場条例の一部を改正する条例(条例第17号)

1 スキージャンプ場の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎武道館条例の一部を改正する条例(条例第18号)

1 武道館の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎屋内温水プール条例の一部を改正する条例(条例第19号)

1 屋内温水プールの利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2、別表第3関係)

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎水道法施行条例の一部を改正する条例(条例第20号)

1 専用水道の水道技術管理者の資格要件を改めることとした。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎青少年のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例(条例第21号)

1 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第19条の2関係)

2 施行期日

この条例は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。(附則関係)

◎いわて県民情報交流センター条例の一部を改正する条例(条例第22号)

1 いわて県民情報交流センターの施設に多目的スペースを加え、及びその利用料金の上限額について定めることとした。(別表第1、別表第2関係)

2 いわて県民情報交流センターの施設の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2関係)

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第23号)

1 児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めることとした。(別表関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎福祉の里センター条例の一部を改正する条例(条例第24号)

1 福祉の里センターの利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2～別表第4関係)

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例(条例第25号)

1 民生委員の定数を改正することとした。(本則関係)

2 施行期日

この条例は、令和7年12月1日から施行することとした。(附則関係)

◎福祉交流施設条例の一部を改正する条例(条例第26号)

- 1 福祉交流施設の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）
- 2 その他所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎いわて子どもの森条例の一部を改正する条例（条例第27号）

- 1 いわて子どもの森の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）
- 2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 子育て支援対策臨時特例基金条例の有効期限を令和12年9月30日まで延期することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例（条例第29号）

- 1 知事が岩手県信用保証協会からの求償権の放棄等の申請を承認することができる場合に、当該求償権の放棄等が株式会社地域経済活性化支援機構法に基づく特定支援決定が行われた中小企業者等に係る債務の弁済に関する計画等に基づくものであることを加える等所要の改正をすることとした。（第1条、第3条関係）

- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎産業文化センター条例の一部を改正する条例（条例第30号）

- 1 産業文化センターの利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2～別表第4関係）

- 2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎家族旅行村条例の一部を改正する条例（条例第31号）

- 1 岩手県立岩洞湖家族旅行村の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）

- 2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県牛馬寄託手数料条例の一部を改正する条例（条例第32号）

- 1 牛馬の寄託手数料の額を増額することとした。（第2条関係）

- 2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県種雄畜種付手数料条例の一部を改正する条例（条例第33号）

- 1 種雄牛の種付手数料の上限額を引き上げることとした。（第2条関係）

- 2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎緑化センター条例の一部を改正する条例（条例第34号）

- 1 緑化センターの緑化木流通施設の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表関係）

- 2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎林業技術センター条例の一部を改正する条例（条例第35号）

- 1 林業技術センターが依頼に応じて行う試験等の手数料の額を増額することとした。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎森林公園条例の一部を改正する条例（条例第36号）

1 森林公園の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎水産科学館条例の一部を改正する条例（条例第37号）

1 水産科学館の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎海岸休養施設条例の一部を改正する条例（条例第38号）

1 海岸休養施設の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎県立都市公園条例の一部を改正する条例（条例第39号）

1 県立都市公園の使用料の額を増額することとした。（別表第2、別表第3関係）

2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第2条の5関係）

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。ただし、2は、同年6月1日から施行することとした。（附則関係）

◎屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第40号）

1 屋外広告物の許可に係る手数料の額を増額することとした。（別表第1関係）

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第41号）

1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、建築物に関する確認申請等に併せて建築物エネルギー消費性能基準への適合を確認する場合の手数料の額を定めることとした。（第11条、第13条、第15条関係）

2 地域再生法の一部改正に伴い、地域住宅団地再生事業計画に基づき学校を他の用途に変更する場合の建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請について手数料を徴収する等所要の改正をすることとした。（第17条関係）

3 建築物に関する確認申請手数料等の額を増額することとした。（第11条、第17条関係）

4 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎建築士法施行条例の一部を改正する条例（条例第42号）

1 建築士事務所の登録に係る手数料の額を増額することとした。（第8条関係）

2 その他所要の整備をすることとした。（第6条、第7条関係）

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎花巻空港管理条例の一部を改正する条例（条例第43号）

1 他人の需要に応じ航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する者から徴収する着陸料についての特例措置を講ずる期間を、令和10年3月31日まで延長することとした。（附則第3項関係）

2 航空機の重量制限について、所要の整備をすることとした。（第4条関係）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎野外活動センター条例の一部を改正する条例（条例第44号）

1 野外活動センターの使用料の額を増額することとした。（別表第2関係）

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎博物館条例の一部を改正する条例（条例第45号）

1 博物館の入館料の額を増額することとした。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎青少年の家条例の一部を改正する条例（条例第46号）

1 青少年の家の附属の施設の使用料の額を増額することとした。（別表第1関係）

2 岩手県立県北青少年の家の附属の施設の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎美術館条例の一部を改正する条例（条例第47号）

1 常設展観覧料の額を増額することとした。（別表第2関係）

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例（条例第48号）

1 次に掲げる手数料を廃止することとした。（別表第7、別表第8関係）

（1）パーキング・メーター作動手数料

（2）パーキング・チケット発給手数料

（3）保管場所標章交付手数料

（4）保管場所標章再交付手数料

2 施行期日等

（1）この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

（2）岩手県収入証紙条例の一部を改正することとした。（附則第2項関係）